

そよかぜだより

第63号
発行 2007.8.19
毎月1回発行
NPO法人
障害者団体連絡会
そよかぜ

<http://www.mmjp.or.jp/soyokaze/>
連絡先
ひばり園 578-0855
FAX 578-0466
くれよん 578-2575
つくしの家 578-0855
あおぞら 570-6110
(お問い合わせ)
資源回収時のご連絡は
「ひばり園」へ

そよかぜ新施設建設計画 住民説明会

建設的なご意見をいただきました

いま、そよかぜが計画している新施設建設についての住民説明会が、8月6日午後7時30分より福祉センター大会議室で行われました。栄町第二町内会のみなさまにおいでいただきました。野崎理事長は「現在そよかぜが運営している二つの作業所はすでに満定員となっていて定員の拡大が必要なこと、そのための新施設を当町内の市有地をお借りして建設したいので、地域住民のみなさま方のご理解をいただきたいこと」を挨拶の中で述べました。

いま、そよかぜが計画している新施設建設されたとき、センターが建設されたとき、それまでのひばり園にいた利用者のうち、重度の人がセンターに移り、中軽度の人ばかり園に残って、そよかぜが運営してきたこと。いまそよかぜが運営している二つの作業所は、ご近所の住民の方のご支援をいただきながら、たいへん順調に推移していること」を説明されました。

当日説明された計画の概要は以下の通りです。

新施設予定地
栄町3丁目3-1、991㎡

施設構造
鉄筋コンクリート創り平屋建て、築面積489㎡

通所定員
通所者66名、
工事の予定

平成20年11月に着工して平成21年8月に竣工の予定ですが、これは20年度の国庫補助事業対象に選定された場合の予定で、選定に漏れた場合は着工も21年度以降となります。

新施設での事業

障害者自立支援法に基づく就労移行支援と就労継続支援B型を行います。就労移行支援は障害者の一般就労への橋渡しを専門に行い、就労継続支援B型は障害者に働く場を提供し地域での自立生活を支援します。

以上の概要説明に対して住民の方から「どうせ造るなら2階建てか3階建てにしてもっと大きな施設にしたら」というご意見と、「就労支援というからにはパソコンを教えるのがよい、私の会社でも知的障害の人がパソコンをしている」というご意見などがありました。

ご協力ありがとうございました。 7月の募金 29,571円

(順不同) 19年4月～19年7月の合計 167,694円

- | | | | | | |
|-----------|---|--------|---|----------|---|
| 島田 博司 | 様 | 帯刀 進 | 様 | 田中 明子 | 様 |
| 高橋 典子 | 様 | 新藤 恵美子 | 様 | とまと美容室 | 様 |
| 大野 元雄 | 様 | 森田 勝美 | 様 | 天満 喜代子 | 様 |
| 古沢 奈保美 | 様 | 北野 浩美 | 様 | 平野 喜子 | 様 |
| 山下 暉枝 | 様 | 袴田 実 | 様 | 田中 稔 | 様 |
| 濱野 岬 | 様 | 宇津木 牧夫 | 様 | 橋本 亜紀子 | 様 |
| 山崎 六雄 | 様 | 山田 隆章 | 様 | 本間 正彦 | 様 |
| 清水 賢 | 様 | 下田 コウ | 様 | 永岡 智恵子 | 様 |
| 清水 知子 | 様 | 石堂 孝一 | 様 | 関村 理 | 様 |
| 斉藤 忠 | 様 | 阿部 郁子 | 様 | 関村 英希 | 様 |
| 榎本 正代 | 様 | 清水 キヨ子 | 様 | 長谷川キヌ子 | 様 |
| 松岡 竹子 | 様 | 尾又 恭子 | 様 | 関谷 孝子 | 様 |
| 角野 克子 | 様 | 角野 進 | 様 | 大野 素子 | 様 |
| 小沢 達子 | 様 | 吉野 満里子 | 様 | 桜沢 喜作 | 様 |
| 柴田 佳代子 | 様 | 山影 幸子 | 様 | ヘアサロンカワノ | 様 |
| アバンバンデックス | 様 | 渡辺 四郎 | 様 | 関谷 達夫 | 様 |
| 大山 博子 | 様 | 北野 浩美 | 様 | 関谷 和子 | 様 |
| 川崎 利男 | 様 | 村野 理子 | 様 | 平岡 知子 | 様 |
- 匿名様(2,761円)

ご連絡は、ひばり園へ
羽村市五ノ神2-6-7
042-578-0855

くれよん7月の売上げ
831,770円でした。
はむら夏まつりの売上げ
145,319円でした。

羽村市内の小学校と中学校の生徒のみなさんが、各学校単位でプルトップ収集にご協力して下さっています。ありがとうございます。

NPO法人 そよかぜの

《資源回収》に

ご協力をお願いします 新聞、雑誌、ダンボール

(ボロは扱っていません)

この収益は「つくしの家」の運営資金などになります。
7月は21,320tでした。金額は334,590円となりました。
みなさまのご協力ありがとうございました。

9月は第3日曜日16日です。

大雨の場合は、次週の日曜日に順延します。

母子ともに軽度の知的障害

いまでもこのような悲劇が街の中で

昨年の6月10日、東京・日比谷公園で知的障害のある

息子を刺殺し殺人罪などに問われた母親が今年の7月20日、東京地裁で懲役7年の判決を言い渡されました。残念ながら今の世の中、親が子を殺すなどの家族殺しの事件はさほどもなくなりませんでした。連日のように新聞やテレビで報道されています。したがってこの日比谷公園での事件も、みなさんの記憶からほとんど消えていたものではないかと思えます。

なぜこの事件をここで取り上げるかといえば、判決を報じた新聞記事を読んでいて、殺された息子と同じく殺した母親も知的障害者であることがわかったからです。知的障害のある母親が息子の将来を悲観しての無理心中でした。世間によくある肉親による被害事件とはすこし違って、この事件を福祉の立場からもう

一度見直してみたいと思います。

「今日10日、無理心中を凶った事件で、警視庁丸の内署は20日、10歳の二男を殺害したとして殺人容疑などで埼玉県川口市の無職横山志津江容疑者（51）を逮捕した。横山容疑者は自分の胸などを刺して病院に運ばれたが、回復したため丸の内署が事情を聴くと容疑を認めた。息子の将来を悲観した、生きていく自信がなくなったと話している」（当時の日刊スポーツ紙より）

判決などによると、横山被告は、母子家庭で育ち、9歳で母と生き別れました。軽い知的障害があったために養父母から虐待を受けました。結婚して2男2女をもうけましたが、夫は借金を抱えて失跡し離婚しました。次女は1歳7カ月で髄膜炎で亡くなり、重いぜんそくだった長女も1

6歳で死亡しました。生活保護を受けながら総菜屋などで働き、知的障害のある2人の息子を育てました。二男の翔（ショウ）君が10歳になった時、小学校へ行きたがらなくなりました。横山被告は自分の子どもの時の経験から「いじめを受けている」と思いこみ、悩みました。自分と同じくらい思いをさせるくらいなら死んだほうがよい、この子を殺して自分も死のうと思いました。

「死ぬ前にショウ君が乗っていたがっていた新幹線に一度乗せてやりたい」と思って、お金を工面して2人は新幹線で新潟の温泉宿に行きました。宿で睡眠薬入りの缶酎ハイをショウ君に飲ませましたが、興奮状態のショウ君は眠らなかつたため翌朝、新幹線で東京に向かい、日比谷公園を目指しました。日本で一番有名な公園をショウ君に見せてから、そこを2人の死に場所にしようと思いました。2人でベンチに座っていると、やがて日が暮れてきました。昨夜一睡もしてないショウ君は母親に体を預けるようにして眠

りにつきました。ショウ君の体をベンチに横たえた横山被告は「ショウ君、ごめんさい」果物ナイフで胸を突き刺しました。そして自分の胸を刺してベンチのそばに倒れました。夜といっても日比谷公園です、すぐに人に発見され病院に収容されましたが、ショウ君は失血死でした。

以上がこの事件のてんまつです。これに対して東京地裁の青柳裁判長は「経緯には多分に同情の余地は認められる」としながらも「自らの思い込みから息子の将来を一方的に悲観し、殺害した。独りよがりなそしりはまぬがれない」と述べ「喜びや楽しみ、悲しみも含め人が生きていく上で経験するであろうことを翔君も経験できたはず。これを奪う権利は何人にもない」として懲役7年の刑を言い渡しました。横山被告は裁判長の言葉を法廷の床をじっと見つめながら聞いていたそうです。この判決が下りる二ヶ月前の5月21日に、この事件に対する検察側の論告求刑があり、その趣旨を要約してお知

らせします。

「本件は、被告人が知的障害のある次男の翔君の将来を悲観し、翔君を殺して自分も死のうとした事案であります。が、殺害の前に翔君に最後楽しい思い出を作つてあげようとしています。このように親が自分の子を愛していても、将来を悲観して殺害することは十分考えられる事であり、動機が理解不能というわけではありません。

しかし、どんなことがあつても親が子を殺すなど、あつてはならないことです。翔君は、これから自らが切り開いていく未来があつたのであつて、その未来を奪つた被告人の責任は重大です。被告人の愛情は、翔君が生きるために注ぐものであつて、動機に酌量の余地はありません。翔君は、わずか10年あまりでその短い人生を閉じました。最も信頼する母親に殺されるなんて考えたこともなかつたはずです。なぜ、母親に殺されなければいけないのかと、声にならない声をあげながら息絶えていったことは想像に難くありません。

また、知的障害の子をもつ親にとつても、本件は衝撃的なものであつて、社会に与えた影響も重大です。被告人は真摯な謝罪もしていません。求刑は諸般の事情を考慮し、被告人を懲役13年の刑に処するのが相当と思量します。」

なお、長男の消息については新聞記事や裁判の記録の中に見当たらないので不明です。長男は重度の知的障害なのでなんらかの福祉的支援を受けているものと思われます。母と次男の翔君はボーダーラインすれすれの軽度でした。軽度の方が生きにくいという一面はたしかにあります。自立の名のもとに自己努力を求められ力尽きるのです。もし、母親が知的障害でなかつたら翔君を殺す前に他の手段を見つけたでしょう。問題はこうしてこの母子に支援の手が届かなかつたかということです。福祉がこれほど発達し、いろんなサービスが充実した現代社会の真つ只中で、こんな悲劇が現実にあるという事実を私たちは直視しなければならぬと思います。